

茨木市内に店舗や事業所等がある事業者の皆さまへ

次なる
茨木へ。

笑顔あふれる暮らしを応援!

茨木市プレミアム付商品券

取扱店募集

登録
無料

全店共通券



茨木市では、物価高騰等により影響を受ける市民に対し、市内飲食店や小売店舗等で利用できる商品券を発行することにより、消費行動を喚起し、市内産業の活性化を図るために、「茨木市プレミアム付商品券」を発行します。つきましては、商品券をお取り扱いいただける事業者を募集します。

小型店(1,000㎡以下)専用券



茨木市で使える!

「お得」な商品券

2,500円で5,000円分のお買い物ができる!

登録
方法

「商品券発行事業ウェブサイト」(右のQRコード)のエントリーフォームから、または商工会議所等の窓口で設置の「取扱店登録申込書」でお手続きください。

いずれも 4月21日(月)より 受付開始!

くわしくは裏面をご覧ください。



商品券の
取り扱いを
ガイダンス!

3回開催

「茨木市プレミアム付商品券」取扱店説明会

商品券の受け取りから換金までの流れなどをご説明いたします。

取扱説明会の
参加お申し込みは
下記QRコードから!

日時

令和7年 5月26日(月)
10:30 ~ / 13:00 ~ / 14:30

場所

茨木市立男女共生センター
ローズWAM 501・502号室
〒567-0882 大阪府茨木市元町4-7

※ローズWAMには駐車場がありません。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
※車でご越しの場合は中央公園駐車場(有料)をご利用ください。



お問い合わせ

茨木市プレミアム付商品券取扱店募集業務: 茨木商工会議所
〒567-8588 大阪府茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ1F
(専用コールセンター)0120-539-689 premium@ibaraki-cci.or.jp



いばらき童子

笑顔あふれる暮らしを応援!

茨木市
プレミアム付商品券

取扱店募集

登録
無料

販売対象

令和7年5月1日時点で茨木市に住民票があるすべての世帯

販売価格

〈1冊〉2,500円(1世帯2冊まで購入可)

商品券額面

〈1冊〉5,000円(500円券×10枚綴り)

内訳：全店共通券6枚+小型店専用券4枚

使用有効期間

令和7年6月30日(月)から9月30日(火)まで



いばらき童子

[発行冊数]約270,000冊

最大**5,000円**
お得!

取扱店登録資格について

登録店舗は以下を除いた市内に事業所または店舗がある事業者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。
- ④個別に茨木市が除く必要があると認めた事業所または店舗

＜商品券の利用対象にならないもの＞

- ・金融商品
- ・たばこ
- ・商品券プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- ・その他、茨木市が指定するもの

取扱店登録について

●取扱店登録期間〈令和7年〉4月21日(月)～

1次締切

6月1日(日)必着

※取扱店一覧パンフレットおよび専用ホームページに掲載。

2次締切

9月10日(水)必着

※専用ホームページに掲載。

●取扱店登録方法

- ①スマートフォン・タブレットからQRコードを読み込んでください
- ②パソコンから検索してください



茨木市プレミアム付商品券



③茨木商工会議所 窓口 or 郵送

「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入いただき、通帳の見開き1ページ目のコピーを添えてお申し込みください。

＜送付先＞ 茨木商工会議所(取扱店募集係)

〒567-8588 茨木市岩倉町2-150

立命館いばらきフューチャープラザ1F

＜窓口＞平日 9:00～17:15(定休日：土日祝)

[申込書の配布場所]

茨木商工会議所/市役所商工労政課/茨木にぎわい亭

取扱店には
販促ツールを
ご用意

●ポスター(A2)



●ステッカー(120×250mm)

※掲載のポスターとステッカーのデザインは変更する場合があります。

換金について

●換金期間〈令和7年〉

6月30日(月)～10月10日(金)

以下の6回を必着日とし、10～13営業日後を目途に申込時に登録いただいた口座へ振り込みます。

7月15日(火)

8月8日(金)

8月25日(月)

9月10日(水)

9月22日(月)

10月10日(金)

※締め切り後、茨木商工会議所よりご指定口座へ振り込みます。
※期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

●換金手続き

取扱店様には、次の換金ツール(各6枚)をお渡しします。

- ①使用済商品券の送付用封筒
- ②換金請求書
- ③着払いゆうパックの送付伝票

①に使用済商品券と枚数等を記入した②を同封し、③を貼り付けて、市内郵便局へお持ち込みください。受け付けは、平日の9時～17時です。土日祝の「ゆうパック」の発送は受け付けておりません。

※茨木郵便局のみ 平日7時～21時、土日祝7時～18時。

※17時を超えると翌営業日の取扱いとなる場合があります。

詳しくは
5月26日(月)の
取扱店説明会にて
説明いたします。